

鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤 義彦

## 鳥取市条例第8号

### 鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例の一部を改正する条例

鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年鳥取市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第13条中「総務部」を「企画推進部」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（鳥取市事務分掌条例の一部改正）

2 鳥取市事務分掌条例（昭和50年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条総務部の項第8号中「及び防犯」を削り、同条企画推進部の項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 防犯に関すること。